

I いじめの防止等に対する基本的な考え方

○ いじめの「定義」

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① いじめには多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることから、いじめを受けた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認したり、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察したりするなどして確認する。
- ② 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。「けんかやふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ③ いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに生徒が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有する。

○ いじめ防止等に関する基本理念・学校としてのいじめ問題についての考え方

「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。」また、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。」という基本認識を本校全教職員が持ち、全ての児童の尊厳が守られるとともに、児童をいじめに向かわせないための未然防止や早期発見等のための対策を行う。

○ いじめが「解消している」と判断するための要件

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とし、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学

校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめ解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

○ 上野南小学校いじめ防止対策委員会

いじめ防止等の措置を実効的に機能できるよう、管理職、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、いじめ問題相談員、学校運営協議会役員、PTA 役員等による「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(開催時期) 月1回(但し、いじめ問題相談員、学校運営協議会役員、PTA 役員等の参加は必要に応じて学校が求めるものとする。)

(機能) いじめ問題に関わる年間計画を作成する。
いじめ防止に関する取組の検証を行う。
いじめ事案に対する対応の検討を行う。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの防止

ア マニフェスト、学校経営方針から

- 「命と人権を大切にし、なかまと学び、夢に向かって歩み続ける子」(学校経営方針)
- ・全教育活動を通して人権・同和教育の推進を図ると共に、児童一人一人のよさや個性を認め、持てる力を発揮できる教育活動の展開に努める。
- ・仲間と協力し合って、心豊かに主体的・創造的に生きることが出来る能力を育成する。

イ 人権・同和教育の取組、なかまづくりの取組

- ・全ての教育活動を通して、人権を尊重し、差別やいじめを見抜き、差別やいじめを許さない個と集団の育成をめざす。
- ・生活科や総合的な学習の時間を中心に、人との出会いや関わりを大切にした人権総合学習を進める。
- ・児童一人ひとりが認められ、お互いを大切にして、共に学び、共に高まり合う集団の育成に努める。

ウ 社会性やコミュニケーション能力の育成

- ・多様な体験活動や地域の人々とのふれあいを通して、自分も他の人も大切にして生きる心

情や態度を育てる。

- ・基本的な生活習慣や学習規律の定着を図るとともに、「聴き合い、考え合い、思いを伝え合う」力を育てる。

エ 自尊心・自己有用感・自己肯定感の育成

- ・授業や活動の中で一人ひとりのよさや思いがわかり、お互いに認め合える場を設定する。
- ・基礎・基本の定着を図り、各自が生き生きと主体的に学習し、達成感・成就感が持てる授業の創造をめざす。

オ 運営委員会の取組

- ・全校集会の児童による主体的な運営を進める。
- ・異年齢集団による縦割り班活動や委員会活動の充実を図る。

カ いじめ問題に関する教職員の資質向上

- ・児童の実態やその背景を的確に把握し、共通理解の上に立った指導を進める。
- ・いじめ問題の防止等に関する教職員の資質能力の向上に必要な研修を実施する。

キ 保護者・地域・いじめ問題相談員との連携

- ・家庭訪問、個別懇談、学級懇談会、地区懇談会の充実を図り、保護者との繋がりや連携を深める。
- ・いじめ問題相談員や地域関係機関との連絡や連携を推進する。

(2) いじめの早期発見

ア いじめについてのアンケート調査実施や情報収集

- ① 児童対象 年3回(5月、9月、1月)
- ② 保護者対象 年1回(10月)
- ③ 日常の児童の行動把握と記録化

* 調査当日に何らかの理由により欠席した児童生徒については、後日、調査を実施する。

* 長期欠席者等については、家庭訪問などにより、きめ細かな状況の把握に努めるなど、十分配慮して実施する。(アンケートの実施が困難な場合については、個別の聞き取り調査により状況の把握に努めるなど、児童生徒の状況を十分に考慮して実施する。)

* アンケートの保存期間は、実施年度の末から3年間とする。

イ 教育相談の実施

- ・児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① 担任等による定期的な教育相談 年2回(6月、11月)
- ② いじめ問題相談員の活用
- ③ ふれあい教室、子ども未来課、発達支援センター、スクールカウンセラー等との連携

ウ 日常的生活ノート・日記帳、家庭訪問

エ 教職員の情報共有体制

- ・月2回程度、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導に関する情報交

換、及び共通認識を図る。

オ インターネット等を介して行われるいじめの対策

・インターネット等を通じて行われるいじめの防止、また、児童及び保護者が対処できるように外部講師を招聘する等、情報モラルに係る研修会を実施する。

(3) いじめに対する措置

ア いじめ問題にかかわる児童の安全確保

いじめを発見・通報・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、丁寧に事情を聞いた上、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、いじめを知らせてきた児童の安全も確保する。状況によっては、スクールカウンセラー等を児童にあてる。

イ 教職員の情報共有体制（職員会議、校内研修）、組織対応体制の確立

いじめの発見・通報・相談のあった場合、上野南小学校いじめ防止対策委員会において情報を共有する。その後、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどをして、いじめの有無の確認を行う。さらに、職員全体で情報共有し、いじめの根本的な解決に向けた方策を構築し、取り組む体制をつくる。

ウ 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、いじめ事案に関する事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

エ 関係機関・専門機関と連携

いじめを確認した状況について、校長が伊賀市教育委員会に報告する。いじめ事案の状況により、関係機関・専門機関との連携を図る。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態に対する調査

いじめにより、児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、緊急の上野南小学校いじめ防止対策委員会を開くとともに、教育委員会の指導・助言の下、事実関係を明確にするための調査を実施する（児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も含む）。

また、法に抵触すると考えられる場合は、伊賀警察署に通報し、対応等の相談を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

調査結果については、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。